

付録 8-1. 図書利用に関する内規

グリーンアジア国際リーダー教育センター 図書利用に関する内規

平成 25 年 4 月 1 日 センター長裁定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学 グリーンアジア国際リーダー教育センター（以下「センター」という。）の図書貸出に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第 2 条 図書を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) グリーンアジア国際戦略プログラムコース生
- (2) グリーンアジア国際戦略プログラムの事業運営にかかわる教職員、学生

2 前項に定める者の他、センター長が許可した者。

(閲覧)

第 3 条 図書の閲覧は、所定の場所で行い、閲覧が終わった図書は所定の場所に戻すこと。

(貸出期間)

第 4 条 図書の貸出期間は、2 週間とする。

2 貸出期間内に申出のあった者は、他の者の利用を妨げない限りにおいて貸出期間の延長ができる。この場合において、延長の期間は、申出のあった日から第 1 項に掲げる貸出期間を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、貸出期間を変更することができる。

(貸出手続)

第 5 条 貸出及び返却の手続きは、利用者本人が行うものとする。

2 貸出及び返却時は、事務局にて貸出簿に必要事項を記載すること。

(貸出冊数)

第 6 条 貸出できる冊数は、基本一人 5 冊までとする。

(遵守事項)

第 7 条 利用者は、次の事を遵守しなければならない。

- (1) 利用期間中は、自らの責任において良好に管理すること。
- (2) 紛失、又は破損した場合は、直ちにセンターの事務局に届け出て、その指示に従うこと。

付録 8-2. 図書利用に関する内規（続き）

（弁済）

第 8 条 利用中の図書を紛失、又は著しく汚損若しくは破損した者は、現品又は相当の代価による賠償をしなければならない場合がある。

（事務）

第 9 条 貸出に関する事務は、センターの事務局が行う。

（その他）

第 10 条 この内規に定める者の他、必要がある場合はセンター長が別に定める。

この内規は、2013 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日

グリーンアジア国際リーダー教育センター